

Title	日本植民地時代における台湾の「道德教育」：教育勅語実施経緯に関する一考察
Sub Title	Moral education in Taiwan under the rule of the colonial period : a preliminary study of the imperial rescript on education
Author	陳, 文媛(Chen, Wendy)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1999
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.49 (1999.), p.11- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000049-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本植民地時代における台湾の「道德教育」

—教育勅語実施経緯に関する—考察—

Moral Education in Taiwan under the Rule of the Colonial Period

—A Preliminary Study of the Imperial Rescript on Education—

陳 文 媛*

Wendy Chen

The Shen'yü in the Ch'ing Dynasty and the Imperial Rescript on Education during the colonial period in Taiwan were moral principles established by influential political personalities based on the best social norms in their times. They were regarded as moral standards or commands from the highest authorities, which should therefore be absolutely observed. These principles are essential resources available to us nowadays for the understanding of people's morals during that time. In this thesis, I attempt to study the nature and practice of moral education in Taiwan during the colonial period through an examination of its practice and the role it played in that society.

はじめに

台湾の歴史においては、清朝時代の「聖諭」と日本植民地時代の「教育勅語」がその当時の統治者によって望ましいとされた道德原理であった。この聖諭や教育勅語は道德規範としても、無条件に服従しなければならないものであった。したがって、それらについての研究は、その時代の該当社会の公的ないしは表向きの道德思想を知る上で最も適切な手掛かりを提供してくれるものと言いうことができる。「聖諭」(天子の勅諭)についてはすでに別論で述べたが¹⁾、本稿は植民地時代の台湾において、それがどのように実施され、台湾人の心を支配する面で、どのような役割を果たしたかを考察し、その時代に展開された道德教育の性格と實際を明らかにすることを目的とする。

日本による台湾の植民地統治期は、日清戦争の結果として日本が清国から台湾の割譲を受けた1895年から、第二次世界大戦に日本が敗戦した1945年までの50年間にわたっている。この日本領台期における台湾教育政

策の変遷は、台湾教育令の頒布と満州事件の勃発という二つの大きなでき事を境界として、次の三つの時期に分けて考えてみたい。すなわち、第一期は1895年(光緒21年、明治28年)6月から、1919年(大正8年)3月の台湾教育令が頒布されるまでの時期であり、第二期は1919年4月の台湾教育令頒布以後、1937年(昭和12年)の支那事変の発生までである。37年から1945年(昭和20年)の日本敗戦に至るまでの時期が第三期である。本稿ではこの三期において教育勅語の実施過程の考察を試みる。

1. 台湾教育令発布前の教育整備期

1895年日清講和条約の批准交換の後、台湾総督に海軍中将樺山資紀が任じられ、5月21日台湾総督府仮条例が制定された。条例では、教育に関する事務は学務部という機関が司ることとされた。1895(明治28)年、伊沢修二が、台北市外、士林の芝山巖で日本語を教え、初等教育と同時に教員養成のために学校を開設したのが日本政府による本格的な台湾での教育の始まりである。しかし、施政のエネルギーが抗日ゲリラ及び殺伐な蕃風の制圧に注がれた結果、教育問題は副次的地位にとどめおかれた。第四代総督 児玉源太郎の時代(1898~1906/

* 台北景文技術学院(應用外語科)専任講師
輔仁大学(日本語学科)非常勤講師
(道德教育専攻)

明治 31～39 年)に、民政長官の後藤新平によるユニークな統治政策の下ではこの問題は尚更であった。この統治政策は日本最初の植民地台湾で行われた現地対応・非干渉主義・旧慣尊重・非同化主義を基調とする無方針政策のことである²⁾。

1-1. 台湾学務部における教育勅語の導入

台湾学務部の事業の大要は、1896 (明治 29) 年台南県知事より出された『台湾教育に関する具申』³⁾にみることができる。それは下記に述べる通りである。

1. 教科書頒布。我が国体政体の大略、忠君愛國の要領言行等を漢文体に編纂し、民間書房をして之を併用せしむ。
2. 台人の俊才及富豪の子弟を日本に遊学せしむ。百聞一見に如かず。彼等をして日本の進運を実視せしめ、父祖伝来の迷夢を自醒せしむ。
3. 台人の特性に対する教育上の注意。心意上の化育を与へんと欲せば、宜しく對手の特質の熟知を要する。
4. 儒教を利用する事。我が教育勅語を奉読するに、其の忠孝の道に於いては儒教と異なるを見ず。日本の大道を奉載することは即ち儒教を信奉する所謂なるを悟らしむるを用す。

上記の『台湾教育に関する具申』を見ると、日本政府が、最初の教育政策を施すにあたって、さまざまな工夫を凝らした様子がうかがわれる。まず、日本が台湾に学校教育制度を制定する以前に清朝時代から台湾教育に定着していた書院書房において、そこで使用させた教科書の中で、日本国家の政治体系と天皇に忠誠を尽し国家を愛することが強調された。また、台湾の地方社会は地主、郷紳など「地方名望家層」によって指導される社会であり、この層の協力があれば、日本政府の政策実現に役立つと政府が考え、「俊才及富豪の子弟」を日本に遊学させた。さらには従来台湾人に浸透していた儒教思想との共通性を強調することを通じて、教育勅語に掲げる「忠君の大義」の精神の浸透を図るため、「儒教を利用する事」としたことなどがわかる。

台湾の学務部が教育勅語の浸透を図った当時について、次のような記述がある。

又教育勅語の聖旨を本島人に遵奉せしめる事は、教育上緊要の事項なので、芝山巖第一回講習員卒業式の際にも既に柯秋潔をして漢譯勅語を捧讀せしめ、本島人参列者に御旨意の貫徹を圖ったが、同十二月一日更に乃木総督は拓殖務大臣に稟議の上、本島諸学校に於て、勅語本文捧讀に続き、漢譯文をも拝讀

せしめんと計畫した⁴⁾。

教育勅語は教育における「緊要の事項」として扱われた。学務部が、芝山巖で開かれた第一回の国語講習会の卒業式で、卒業生の柯秋潔に「漢譯勅語」を奉読させたことが分かる。そして、これをきっかけに台湾の諸学校における教育勅語及び漢譯勅語の奉読の実施を計画していたのであった。さらには、下の記述から「忠君愛國」掲げる教育勅語を台湾の実際に適用するために、学務部がいろいろと工夫をしたことがうかがえる。

同二月十八日訓令第十五号を以て、自今官公私立各学校において、教育勅語の捧讀に続き、譯文を以て聖旨を貫徹せんとする時は、漢譯文を拝讀せしむべき旨通達した。併し捧讀だけでは猶御旨意貫徹困難の虞もあったので、漢文を以て訓釈衍義を附する事とし、之を内藤恥叟に屬託した⁵⁾。

というように、諸学校で教育勅語の奉読式を行うことが訓令として定められた。また、教育勅語を漢譯文で拝読する旨を通達するために、漢文で書いた訓釈衍義のような教育勅語の解説書を付けたのである。

次に台湾教育令発布前の主な教育機関国語伝習所と公学校について教育勅語の実施をみってみる。

1-1-1. 国語伝習所における教育勅語の実施

国語伝習所は、日本が台湾で施した最初の初等普通教育の機関であった。1896 (明治 29) 年 5 月初めに台北・淡水・基隆・宜蘭・新竹・苗栗・台中・鹿港・雲林・嘉義・台南・鳳山・澎湖など十四か所に設けられた⁶⁾。そして 1896 (明治 29) 年には台湾総督府直轄国語伝習所規則が定められた。指導の要旨として

本所ハ国語ノ傳習ヲ以テ本旨トシテ雖常ニ道德ノ教訓ト智能ノ啓発トニ留意スルヲ要ス道德ノ教訓ハ皇室ヲ尊ヒ本國ヲ愛シ人倫ヲ重セシメ本國的精神ヲ養成スルヲ旨トシ智能ノ啓発ハ世ニ立チ業ヲ営ムニ必須ナル知識技能ヲ得シムルヲ旨トス

ということが掲げられている。この中で主に「日本語の伝習」、「日本国的精神を養成する」こと、また「知識技能を得る」ことが教育の目的とされている。しかし教育勅語については何もふれられていなかった。

その一方で、後述の苗栗国語伝習所における開所式当日の状況を見ると、国語伝習所の開所式で勅語の奉読式が必要とされていたことがわかる。また、「所長が恭しく勅語を奉讀する」際には、なみはずれた崇敬の念をもって、儀式に臨んだ様子がうかがわれる。国語伝習所開所式などのような重要な式典で教育勅語の大意が教えられており、教育勅語を奉読する儀式を通じて天皇の絶対的

な権威性が強調されていたことが分かる。

式場門前に緑門を造り、國旗を交叉し、仁風に翩翩たり、午後一時式始まるや、所長恭しく勅語を奉讀し、備員湯日生をして大意を演述せしむ。これ來賓及生徒をして勅語の大體を知らしめんが為なり。…式後祝宴を開き、酒酣にして土人の演説あり、其意大日本皇帝陛下仁徳の深きに感ぜしもの如し。…他の伝習所開所式も略同様の状態であった⁷⁾。

このように台湾総督府直轄國語伝習所の指導要旨では教育勅語について何も書かれていなかったが、実際に各國語伝習所の重要な開所式などでは、勅語の奉讀が重んじられていた。このような状況の中で、1896(明治29)年、來台した乃木希典がまず行ったことは勅語の翻訳であった。

1896(明治29)年10月14日第三代台湾総督となった第二師団長陸軍中將乃木希典は、「同年12月1日島民の教育に重を置き、教育勅語の聖旨を普及せしめんが為に、その漢譯文を作り之を拝読せしむることとし、高島拓殖務大臣に稟議した⁸⁾。」乃木総督は教育勅語の普及を計り、「漢譯勅語」を各学校で奉讀させることを「稟議」したのである。領台一年半後にはすでに教育勅語の「漢譯文」を作り、教育勅語の普及を手配し始めたことがわかる。乃木総督は明治天皇にもっとも忠誠を尽くした人物として名を馳せているが⁹⁾、天皇勅語の「治台善後」の普及に力を入れ、台湾全土で「棒読式」を実施するために、各県庁に指示したり、告諭を頒布するなどすることによって、天皇への忠誠心を発揮した。『台湾志卷二』に島民の教育は、先づ邦語を習得せしめ、主として帝國なる觀念を養成するは、缺くべからざる設備のひとり。是に於て、其の軍政施設の際に於て、既に其端緒を創し、次で公学校の制を布き、全島の要地到る所に、設立を見るに至り、尚各学校に於て、教育に関する勅語奉讀に続き、譯文を以て、聖旨を貫徹しめんとする時の為、明治30年2月18日左の漢譯文を定めて、之を公布せり¹⁰⁾

と書かれているように台湾教育は日本帝國の觀念を養成する上で、日本語を習得する施設の設立が必要であるとされている。そして最初の國語伝習所だけでなく、続けて公学校にも教育勅語の奉讀をさせ、1897(明治30)年2月18日には教育勅語の漢譯文を公布した。「漢譯文」の内容は下記の通りである¹¹⁾。

朕惟我皇祖祖宗。肇國宏遠。樹徳深厚。我臣民克忠克孝。億兆一心。世濟厥美。此我國體之精華。而教育之淵源。亦實存乎此矣。爾臣民孝于父母。友于兄

弟。夫婦相和。朋友相信。恭儉持己。博愛及衆。修學習業。以啓發智能。成就徳器。進廣公益開世務。常重國憲遵國法。一旦緩急。則義勇奉公。以扶翼天壤無窮之皇運。如是不獨為朕之忠良臣民。亦足以顯彰爾祖先之遺風矣。斯道也。實我皇祖皇宗之遺訓。而子孫臣民所宜俱遵守。通之古今不謬。施之中外不悖。朕與爾臣民。俱拳々服膺。庶幾成一其徳。

御名 御璽

1-1-2. 公学校における教育勅語の実施

1898(明治31)年8月16日、台湾公学校規則(府令第78号)が發布された。(公学校は本島人の初等教育に関する施設である。上述のように日本が明治28年に領台した当時既に準備され、明治29年に設置された官立の國語伝習所の乙科が、公学校の前身である)。その主旨の第一条として「公学校ハ本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ實学ヲ授ケテ国民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ國語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス」と記されている。指導の要旨も「徳教を施すには人として必須なる徳義の教訓と我國民として必要なる性格の陶冶とに注意せんことを要す¹²⁾」というように、徳教を施すことと日本國民に必要な性格を形成することが強調されていた。公学校における教育の方針として「國民性の涵養、國語の習練、実用的智能の修練」の三つが掲げられている。

上記によると、公学校における教育方針と目標からすると教育勅語の実施には日本統治に馴染みの浅い台湾人に対する配慮があったように見える。その理由は、1898年(明治31年)2月24日の台湾総督府内調査係による公教育諮問に対する答中を見るとわかる。それは、

既往に於いて本島人の頭脳を支配せるものは孔孟の道徳にして、書院書房は本島にありては孔孟の模型として造られるものなり、故に之を再興し之を奨励するは、大に民意と投ずるものなるも苟も之に悖る時は、人心は忽にして離散し、政治教育にその目的を達する事能はざらん¹³⁾

つまり、漢民族の儒教の影響を伝統的に強く受けていた台湾は、風俗習慣、道徳的觀念などすべての点において、天皇制の明治日本と相違していた。そのため、公教育を実施するにあたって、多数の民意に反しないよう考慮することがもっとも重要であったと考えられた。

ここまで見てきたように、台湾総督府は台湾統治の初期から日本におけるのと同様、教育勅語を台湾道徳教育の準拠としていた。日本統治者は統治当初すでに教育勅語を貫徹させる政策を確立していたが、しかし、これを学校教育の目標としては明確に掲げていなかった。それ

は前述したように、国語伝習所規則中に「道徳ノ教訓ハ皇室ヲ尊ヒ本国ヲ愛シ人倫ヲ重セシメ本国の精神ヲ養成スル」と、また公学校規則中に「徳教ヲ施シ實学ヲ授ケ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ」と規定されていたのみであった。このことは、日本統治者が「教育勅語」を普及させるにあたって慎重であったことを示している。

当時学務部の最高責任者伊沢修二の次の言葉は、この事情をよく説明している¹⁴⁾。

渡台以来最も心カラ盡シタ事ハ如何ニスレバ教育勅語ノ御精神ヲ彼等ニ諒解セシメ彼等ヲシテ奉戴セシメ得ルカトイフ事デアッタ。乍併マダ兵戈ガ戡マツタカドウカトイフ時デアッタカラシテ突然此ノ趣旨ヲ表ハシテモシ面白カラヌ結果ヲ見タ時ニハ却テ百年ノ虞ヲノコスノデアアルカラシテ慎重ノ注意ヲ以テ周到ノ研究ヲ重ネ 表面ニハ勅語ノ御趣旨ヲ表ハサヌコトトシ或ハ其ノ基礎ヲ造リ或ハ唯事実上ニ此ノ精神ヲ注ギ込ムトイウ方針ヲ執ツタ。

以上から、日本当局が教育勅語の趣旨を貫徹することを本島人教育の大方針とする一方で、教育勅語を台湾人の思想に植えつける、という事実が表面化しないように如何に深い注意を払ったか、ということが明らかになる。そして勅令をもって教育勅語を根本とすることを定めるに至ったのは、1919（大正8）年1月に発布された「台湾教育令」によってであった。

2. 台湾教育令発布後の教育制度の確立期

台湾における教育制度は1919（大正8）年の台湾教育令と1922（大正11）年の新台湾教育令に基づいて確立された。台湾教育令によれば、普通教育としては公学校、高等普通学校及び女子高等普通学校を、実業教育としては実業学校及び簡易商業学校を、専門教育としては専門学校を、師範教育としては師範学校を設けることとした。新台湾教育令の主眼は台湾人に対する差別教育を改正するという内台人共学制度の確立に置かれた。この改正によって台湾教育の発展とともに「皇民化」という精神も日増しに広がっていく構図が可能となったわけである。

2-1. 台湾教育令における教育勅語の位置付け

台湾教育令の公布は台湾の教育上の一大転換点である。日本が1895年に台湾を占領した後24年間を経て、初めて教育制度上の法令が正式に公布されたのである。つまり台湾教育令は台湾人に対する学制の方針と、教育施設の綱領を確立したものであった。

台湾教育令第1章総則

第1条 台湾ニ於ケル台湾人ハ本令ニ依ル

第2条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルヲ以テ本義トス

第3条 教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ

第4条 教育ハ之ヲ分チテ普通教育、実業教育、専門教育及師範教育トス

総則の第2条によると、台湾における教育は教育勅語を軸として、台湾人を「帝国の臣民」として教育する趣旨・方針が掲げられている。第1条には台湾人がこの教育令に従うことが明示されている。台湾教育令が内地人と別の系統を採る理由は「本島新附の民が皇化に浴する事尚久しからず、国語修得の上ニ一大難關を有するからであつた」¹⁵⁾。しかし将来民度の向上により、本令を改正する意向を有していた事は、同令第3條により明らかである。上記の総則に続いて書かれている主旨の中にある「何れの種類の教育を問はず、徳育を主とし、就中普通教育、師範教育に於て一層この趣旨を明らかにしている」という文章からも、すべての学校教育は道徳教育を主とすることが明らかに示されている。

同年2月1日明石元二郎総督は諭告及訓令を発布し、同時に教育令実施を4月1日からと定めた。総督府は20余年間の統治の後、台湾に対して、ようやく正式な教育方針を発布したのであった。

恭しく惟るに先帝夙に郷黨痒序の教を軫念し、竟に教育勅語を宣布し、以て帝国学政の根本義を示し給へり。是れ實に千古不磨の典謨にして乾坤の柱礎復た此外に出づ可からず。茲に臺灣教育令を施行するに方り、固より之を奉體して唯一の憲章と為すは論を俟たず（略）

と述べられている。教育勅語が「帝国学政の根本義」である旨が表明されている。その目的は、教育勅語により帝国臣民の知能の啓発と徳性を涵養し、日本語を普及させることによって「帝国の臣民たるべき資質と品性」とを具備させることにある。さらに台湾教育令を施行するにあたり、「固より之を奉體して唯一の憲章」として重んじさせた。台湾の民衆が教育勅語の精神を体得すれば、日本帝国の繁栄に伴って幸せに暮らせることを強調していた。

訓令（第十二号）においては、次のように述べられている。

臺灣教育令新に発布せられ、学制の方針茲に明らかに、施設の綱要も亦始めて定る今之が実施に際し、治く民衆に諭告すると同時に諸官に訓示し、以て其

の遵奉する所以の途を一にせしめんとす。粵に稽ふるに、我が邦の教育勅語は千古不磨の大訓にして、乾坤を貫き、古今を通し、炳焉たること日星の若し。苟も帝国の臣民たる者、其れ孰れか之を服膺せざらむ。殊に教育に従事する者は、須らく此聖慮に基づき、広く子弟を指導誘掖し、以てその大本を謬る勿らむことを要す。

この訓令によると、総督府は、台湾教育令の発布により台湾学制の方針を明らかにした。「台湾教育令」は、固有の設備が不十分で組織間の系統的連繋が欠けている従来教育機関にかわって、整然たる制度を確立することをめざしていたばかりでなく、教育勅語が「千古不磨の大訓」である旨を表明することで、「教育に従事する者」も「此聖慮に基づき、広く子弟を指導誘掖」しなければならないことを強調していたのである。

この台湾教育令をきっかけに台湾教育は画期的な進展を遂げるに至ったが、内容的にはまだ完全なものではなかった。この教育令は台湾における台湾人教育に関する事項だけを規定したものであったため、内地人（台湾に住んでいる日本人）教育に関しての規定は一切なく、台湾の教育は日本本土の教育とは依然別系統であったのである。そこで、1922（大正11）年2月6日、台湾教育令（勅令20号）が公布されて、従来の台湾教育令（大正8年公布）が廃止されることになった。

2-2. 同化政策の上での教育勅語の役割

1922（大正11）年2月に行われた台湾教育令の改正の主眼は「内地人の子弟の為に小学校を設ける。其の規定は小学校の規定に依ること従来と全く同様である。本島人子弟と雖も、國語を了解し、小学校に入学せしめても、小学校教育に差支ない者に限り、希望に依り小学校に入学せしめる。」という内台人共学制度の確立に置かれた¹⁸⁾。教育令の改正は、台湾人と内地人との別学の一線を緩和するものであったが、同時に、そこには台湾人に対しては「忠臣愛國」の理念をさらに強力に注入する狙いがあった。

この改正台湾教育令が旧教育令と著しく相違しているところは、旧教育令第二条 教育の本義の「教育ニ関スル勅語」という文字が新教育令の中から姿を消した事である。これは、日本の植民地教育政策にとって特別な意味を持っていたのである。

1922（大正11）年4月1日の改正台湾教育令実施に関する田健治郎総督の論告では、改正教育令は「内台人間の差別教育を撤去し教育上全く均等なる地歩に達せしめる」ものであると述べられている。田健治郎は初代の

文官総督として大正8年10月29日に台湾総督に任命された。赴任前の11月5日、時の首相である原敬に意見を求めると、原首相は「第一に台湾人を教化し純日本人たらしむるを大方針」とする旨を述べ、総督の方針に全面的に同意した。田総督は1919（大正8）年11月12日、以下のような統治方針を表明している。それは、田健治郎総督の「同化主義」・「内地延長主義」を基本としたものである。

予は文官として初め此の重任に膺り殊に責任の重を感じ。抑も台湾は帝国を構成する領土の一部にして当然帝国憲法の統治に従属する版圖なり。英佛諸國屬領の唯本國の政治的策源地たり又は經濟的利源地たりに止る植民地を同一視すべきにあらず。随つてその統治の方針は總て此大精神を出發點とし、諸般の施設經營をなし、本島民衆をして純然たる帝国臣民として諸般の施設經營を為し、本島民衆をして我朝廷に忠誠ならしめ、國家に對する義務觀念を涵養すべく教化善導せざるべからず¹⁹⁾。

このように、田総督は赴任当初から同化政策の考えを持っていた。そしてかれが主導する改正教育令には教育は教育勅語の趣旨に基くという明記がなかった。その理由は教育勅語による日本国民に対する教育が行われるのは自明のこととして、その明記は却って逆の効果すらもたらしかねなかったからである。

田総督の「同化政策」の考えは新台湾教育令（1922/大正11年2月6日）の教則第二十四条の修身科の中によく表れている。そこには次のように述べられている。

修身ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キテ児童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ実践ヲ指導スルヲ以テ要旨トス修身ハ近易適切ナル事項ニ付人倫道德ノ要旨ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家社会ニ對スル責務ノ一斑ニ及ホシ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ國法ヲ重シ公德ヲ尚ヒ公益ニ盡スノ氣風ヲ養ハムコトヲ務ム。高等科ニ於テハ前項ノ趣旨ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメムコトヲ務ムヘシ。女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハムコトニ注意スヘシ修身ヲ授クルニハ嘉言善行諺辭等ニ基キテ勸戒シ之ヲ服膺セシメムコトヲ務メ又普通ノ作法ニ嫻ハシムヘシ²⁰⁾。

ここでは、修身科は日本本土と全く同じものであるよう定められている。

『台湾治績志』から見ると、田総督から十六代中川健蔵総督までの文官総督が「一視同仁の聖旨に奉答する」方針を貫いたことが分かる。公学校規則はその後何回も改正されたが、「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キテ

児童ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ実践ヲ指導スルヲ以テ要旨トス」という主旨は、常に根幹をなしている²¹⁾。

さらには、1934（昭和9）年4月7日の台湾総督府訓令第十六号を以て、「全国小学校教員代表者ニ下シ給ヘル勅語ニ關スル件」が發布され、小学校教育における国民道徳の養成の重要性が強調された。そこでは、

天皇陛下ニ教育ノ事ニ軫念アラセラレ曩ニ教育振興ニ關スルご沙汰ヲ賜ヒ又勅語ヲ下シテ教育ニ従事スル者ノ嚮フ所ヲ訓シ給ヒシカ茲ニ重ネテ初等教育ノ重ンズベキ所以ヲ昭示シ給ヘリ聖旨優渥ニ恐懼感激ニ勝ヘズ（略）²¹⁾

と記されている。

このころ、日本本土と同じように師範学校を出た教員は、軍隊・警察について天皇制官僚機関の支柱として、天皇と国家への絶対的忠誠を要求されるようになった。そして、天皇制国家の忠君愛国の道徳を人民に注入することが最も重要な任務とされたのである。

2-3. 社会教育における教育勅語の強化

一般に台湾における社会教育は大正期に入って活発となった。青年会・家長会・主婦会・国語普及会などが続々組織されるにつれて、各地の図書館、学校などの施設を利用して講演会、講習会、展覧会、活動写真などが開催された。1923（大正12）年ころには、各種の社会教育団体は、台湾全島363（226808名参加）に達した。これらの社会教育団体はそれぞれ異なる会則や要旨や目的が掲げられていたが、いずれも教育の普及、国民精神の涵養、風俗の改良という「皇民化」の徹底を目指したのである²²⁾。

1934（昭和9）年3月1日台湾社会教化協議会が台湾総督府と中央教化団体連合会の下で開かれ、中川総督を始め、平塚総務長官、府内各部長各課長、各州知事、大学総長など130名の教育関係者が出席した。そこで「最も本島社会教育の指導要點を明確且つ具體的ならしめてゐる」「台湾社会教化要綱」が決定されていた。「台湾社会教化要綱」は「本島統治の根本精神に基き普く教化の実を挙ぐるは最も緊要」と説き起こし、指導精神・教化施設・奨励方策を掲げた²³⁾。その「前言」には

建國以來一貫せる我光輝ある皇國の大精神を宣揚し國民融合一致大に文化の進展を圖り以て皇道日本の一部たる理想臺灣の建設を期す。これが實現のためには教育勅語のご趣旨の普及徹底を圖るを以て其根本となすべきも特に緊要なりと認むる指導要綱左の如し

と述べている。ここで、日本帝国における理想的台湾を

実現するために、教育勅語の趣旨を徹底的に普及しなければならないことが強調されていた。

指導要綱五項目は、次の通りである²⁴⁾。

- 一. 皇國精神の徹底を圖り國民意識の強化に努むること。
- 二. 融合親和一致協力の美風を作興助長すること。
- 三. 公民的精神を涵養し其訓練を徹底せしむること。
- 四. 實際的知識技能の啓培に努め質実の氣風を養ふこと。
- 五. 生活の改善を圖り之が向上を期すること。

この台湾社会教化協議会が制定した指導要綱五項目は台湾社会教育の根本方針となり、五項目の中にいくつかの小項目が詳細に述べられている。ここで第一項目として重要視されていた「皇國精神の徹底を圖り國民意識の強化に努むること」の小項目を見てみる。

- 1 聖訓を恪遵し報國盡忠の至誠を效さしむること
- 2 皇國體の精華を確認せしむること
- 3 皇國の歴史に流露する國民精神を感得せしむること
- 4 神社崇敬の本義を體得せしむること
- 5 國語の常用を普からしめ國民たるの性格と態度とを確持せしむること
- 6 祝祭日及び國民的行事に際して忠君愛国の赤心を發揚せしめ且國旗尊重の觀念を徹底せしむること
- 7 紀元年號は必ず皇國の紀元に據らしむること。

台湾社会教化協議会は以上のような指導要項を以て各地方の社会教育団体による台湾本土の組織整備を通じて全島民を対象に皇國民たる信念の啓蒙に乗り出していく。

このように、第二期では、教育勅語の実施は、学校教育だけではなく、社会教育についても力が注がれた。同化政策に基き、教育勅語の実施を通して、よりよい日本の統治に従順な台湾人を作り出し、統治の円滑化を図ることにあったと考えられる。

3. 国家主義教育の成立期

1937（昭和12）年「満州事変」の発生を契機として、台湾における皇民化運動は第十七代小林躰造総督によって強力に推進された。「皇民化」とは広義には「あるべき日本人に育てあげること」「皇國の臣民としてふさわしい人間にすること」を意味した。要するに戦時体制下の台湾において、漢族も高砂族も心を合わせて、一致協力

して同じ日本人としてこの戦争を戦い抜くことが大切であるとされた。その一致協力のための方法が皇民化だというのである²⁵⁾。総督府が同化主義の延長として「皇民化」政策を提案した理由は、本島人は既に43年前に日本人になっているので、単に日本人になれ、という意味では内容が薄弱だからである。単に善良な人民という程度ではなく、一步進んで、忠良なる帝国の臣民とすることが第三期における本島統治の最後の目標であった。したがって教育勅語の実施方法も違ってくる。

3-1. 国民教育における教育勅語の実施

日本国内では1917(大正6)年9月、内閣直属の教育諮問機関として発足した「臨時教育会議」は当時国内に勃興しつつあった個人主義や社会主義、あるいは無政府主義の思想に対する危機意識の下で、教育勅語体制を支える国体観念の涵養をねらいとしていた。その後、第一次世界大戦後の混乱期を経て、満州事変の勃発を契機に、1937(昭和12)年に設置された「教育審議会」は戦時体制に即応するために1941(昭和16)年に「国民教育令」を發布した²⁶⁾。国民教育令及び国民教育令施行規則において示された教育の内容は、生活に即した実際の教育、教科・科目の相互関連を重視し、その基本はあくまでも「皇国民の錬成」という教育目的の下にすべての教育活動を集中させていくものであった。

1941(昭和16)年太平洋戦争突入後の日本本土における教育は「錬成に明け錬成に暮れた」という非常事態であった。台湾においても総督府が「皇民錬成」に全力を尽したことはいうまでもない。この時点で、最南端領土たる台湾を「不沈航空母艦」(第18代台湾総督 長谷川清)に擬して、東南アジア進撃の足がかりにしたのである²⁷⁾。同時に、台湾本島人を皇国民に転化し、育成することが強く求められていた。このような状況のもとで台湾における教育は「日本教育の一翼として、且つ、南方教育の模範となり、推進力となるべき教育でなければならない」とされた。南方諸地域の教育における台湾教育の使命は次の言葉の中にも見られる。即ち「台湾の教育が実は南方諸地域の教育の中核的意義をもつことを知るべきである。それ故、南方諸地域における教育の興隆を期する為には台湾における教育を強力に推進しなければならない。ここにこそ日本教育、ひいては大東亜教育における台湾教育の意義と使命が存在するのである。」²⁸⁾非常時に応え、教育政策にも大きな変化が見られた。台湾教育令の改正(1941(昭和16)年3月29日)においては初等普通教育の改正が行われた。

本令は昭和16年4月1日より之を施行す

本令施行の際現に台湾に存する公立尋常小学校は台湾教育令に於て依ることを定めたる国民学校令に依る初等科のみを置く国民学校とす

本令施行の際現に台湾に存する公立公学校(高等科を置くものを除く)は台湾総督の定むる所に依り台湾教育令に於て依ることを定めたる国民学校令に依る初等科を置く国民学校又は第五項の規定に依る国民学校とす(略)²⁹⁾

と述べられているように、公立尋常小学校や公立公学校などが国民学校に変更された。国民学校制度の設置は初等教育の画期的大刷新であった。その目標は国民精神の昂揚、知能の啓発を図り、強靱な体力と果敢な精神力とを養成し、産業ならびに国防の基礎を育成すると共に、台湾の特殊な事情を配慮し、とりわけ国民的情操の純化、海外発展の気性育成に努めるものであった。また、「皇国民」になる基礎的錬成をなし、「八紘一字」の精神をもった次代の大国民を育成することも期待されていた。これにより、小学校105校、公学校820校はすべて国民学校と改称された。台湾国民学校は「内台一如」「皇民錬成」の最もよい手段であった。そして、国民学校制度の実施の特徴は「教育勅語を中心とする天皇制国家主義の国民教育理念をさらに天皇制ファシズムの国民的教育理念へと転化させた」ことにある³⁰⁾。

1941(昭和16)年から「国民学校」で使われている教科書の「ヨイコドモ」には、戦時状況を反映して、軍国主義や国家主義に関する教材が多くなっている³¹⁾。また、以前の教科書における台湾的な景色は、日本的な景色に取って代われ、日本式の服装をした「太郎」と「花子」が中国式の服装の「阿福」と「阿金」に取って代わった。「ヨイコドモ」の上巻は、皇居の隣りに、学校があり、生徒が開校式の中で校長が読んでいる教育勅語を拝聴している挿絵が書かれている。ここには子供に「天皇陛下は日本の国をお治めになり」「私たち臣民を、子のように可愛がって」「私は大きくなったら、兵隊さんになって」「天皇陛下に忠義を尽し」「日本の国を、もっともっとよい国にしなければならぬ」という「忠君愛国」の信念を植えつける目的が明らかに見てとれる。

3-2. 教育勅語と御真影との一体化による天皇制イデオロギーの強化

1942(昭和17)年に台北州立台北第三高等女学校の会計事務を勤めた竹中りつ子は当時の学校での教育勅語の奉読儀式と取扱方について次のようにのべている。

男子職員の出征後の補充がなされないままの手不足で、会計以外の仕事もしなければならなかった。卒

業式とか天長節など、式日にはまっ白い手袋をはめ、教育勅語をのせた黒い盆を捧げ持って、校長の後に従って講堂にはいっていく。校長が演壇に立つと、わたしがその前のテーブルに、教育勅語のお盆をおいて戻る。わたしが職員たちの中にまぎれ入ると、ピアノがボンと鳴って、一同最敬礼して式はじまるのであった。教育勅語は、ふだんは丸めて桐の箱に納め、事務室の金庫にしまわれていた。式の朝、菊のご紋のはいっとううし塗りの四角いお盆にのせ、桐のご紋を染め抜いた紫のフクサをかける、何とも神々しく見えた³²⁾。

竹中氏の「何とも神々しく見えた」という記述にうかがわれるように、教育勅語の奉読儀式は独特な神秘的・宗教的雰囲気をもった儀式であったようだ。台湾学校における祝日・大祭日の儀式に関する規程を初めて明記したのは、1912(明治45)年1月20日に発布された「台湾公学校規則改正」の第四十四条である。

紀元節、天長節、一月一日及施政記念日ニ於テハ職員及児童公学校ニ参集シテ左ノ順序ニ従ヒ儀式ヲ行フヘシ

- 一・職員及児童、「君カ世」ヲ合唱ス。
- 二・職員及児童ハ、天皇陛下、皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ
- 三・学校長ハ教育ニ関スル勅語ヲ奉讀ス
- 四・学校長ハ教育ニ関スル勅語ニ基キ聖旨ノ在る所ヲ諭告ス
- 五・職員及児童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス御影を拝戴させる公学校に於ては前項第二号の式を闕く³³⁾

上記によると、台湾においては、日本の三大節(元旦、紀元節、天長節)及び台湾始政記念日には日本と全く同様の儀式が行われていることがうかがえる。その内容は、ご真影(天皇・皇后の写真)への拝礼、勅語奉読、祝祭日唱歌合唱などである。この儀式を通じて、忠君愛国の士気はますます浸透し、聖恩に万分の一でも報いられる人間形成が顕在化してくる。その後、時世の推移と共に公学校規則が何回も改正されたが、この条文の内容は一貫して変わらなかった。さらに、学校教育の運営が完備されるとともに、ご真影の「下賜」が増えてくる。皇国化が強く求められていた1942(昭和17)年頃の台湾において、学校では天皇は現人神と教えられ、もちろんご真影も拝ませられた³⁴⁾。教育勅語はご真影と一体化し、子供たちを国体の尊厳を感じ、忠君愛国の精神を身につけるようにすることが考えられた。

本来単なる「君主の著作公告」(井上毅)に過ぎないはずの教育勅語は、小学校祝日大祭日儀式規程により「ご真影」礼拝とセットにした儀式の一環として組み込まれ、天皇の尊厳を印象づけるための道具立てとして機能し始めた。つまり、又吉盛清が『台湾支配と日本人』でご真影について指摘したように、「ご真影」の下付は天皇の可視化を図るもので、「ご真影」を教育機関にもちこみ、教育勅語と共に民衆に天皇の権威・神格化を押し進めて行ったのである³⁵⁾。

3-3. 教育勅語は日本に忠誠を尽くす国家主義教育として実を結んだ

一方、1941(昭和16)年4月、台湾皇民奉公会が結成され、台湾人も「天皇の御民」に組み込まれることになった。それは、台湾総督府の行政機関と完全に表裏一体化され、傘下の官製国民運動団体を統合した民衆動員組織であり、天皇制ファシズムの翼賛会の台湾版であった³⁷⁾。天皇制は、自己の正当性を万世一系の神権の絶対性によって根拠づけ、国民を宗教的・感情的なイデオロギーをもって統合し、国民に絶対服従を強いる性格を有していたものである。

この年から台湾の人たちに「君たちは日本人である、天皇陛下の赤子である」という思想を植え付けていき、一方、新聞などでは、「一視同仁の大御心」の有難さを強調し、そのおそれおおいばかりの御仁慈に対して、答えなければならぬと日本人らしい生活習慣や心構えが強調されていった。具体的には、台湾語の禁止、日本式姓名に改姓、ということである。³⁸⁾

このように教育勅語は天皇制下の臣民の道徳律を固定化するものであり、台湾の教育は、すべて、教育勅語によって規制されるとともに、台湾人の思想、良心の問題は日本帝国によって大きく制約されることになった。

1943(昭和18)年からは義務教育制が実施され、1944年3月末現地住民の国民学校就学率は71.3%に達した。これとならんで1944年1月からは未就学の男女17万7526名に「皇民化」教育を施すために皇民錬成所が台湾全土に3522か所もつくられ、4月からは27か所に青年特別錬成所が設置され、一年に4万500名にも及ぶ多くの青年が就学した。これらは教育の普及への努力のように見えるが、「処遇改善」よりも「皇民化」の促進に他ならなかった³⁹⁾。1943年8月1日から「海軍特別志願兵制度」が施行され、同年から翌年にかけて3000名が「海軍特別志願兵」として徴集された。1944年5月から7月にかけて、計1万1000余人であり、陸海軍を合計すると台湾人志願兵数は1万7000余名であ

る⁴⁰⁾。「志願兵」の中には、心底から志願した者もいるし、「非国民」よばわりされるのを恐れて、やむをえずに志願した者も少なくなかった。太平洋戦争の南方基地としての台湾の役割が重大視されるようになり、1944年10月23日に徴兵制が実施され、大勢の台湾人（漢人と高砂族）が軍人や軍夫（軍隊に従属して雑役に従う人夫）や通訳として第一線に送られ、犠牲となった⁴¹⁾。これは「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ」と教える教育勅語以来の、そして30年代後半以降の徹底した皇国民錬成の教育の重大な結末であった。

おわりに

50年間におよぶ日本植民地時代の台湾教育全体から見ると、「教育勅語」が一貫して最高で唯一の指導理念であり、絶対的価値を有したものであった。しかし、台湾における教育勅語の実施経緯は、日本統治政策の転変にともなって、異なる様相が見える。日本統治時代の前期には、教育勅語精神の実現にあたって、台湾の旧慣行を利用・尊重する政策によって、植民地の抵抗を抑えるために、中国五千年の中華思想「儒教」を利用するしか方法がなかった。1920年代の中期には、内地延長主義の下で、教育勅語は「帝国の臣民たるべき資質と品性」を備えさせるための「唯一の憲章」と見做された。後期の日中戦争、太平洋戦争期には、内地延長主義は極端な台湾人の日本化＝皇民化政策へと変化していった。教育勅語は、学校教育を国家主義・軍国主義の方向へと画一化することに貢献し、天皇への忠誠心を教え込むための最も重要な手段として機能した。それは、天皇制イデオロギーの注入・強化に大きな役割を果たした。

かつて筆者は「道徳教育の再検討—台湾の日本植民地時代の道徳教育と現状の考察を手がかりとして」⁴²⁾という論文において、現在の台湾の道徳教育と日本の戦前の修身教育の間の類似性を指摘した。その後、日本の修身教育における教育勅語のもつ役割の重要性に着目しつつ、研究を進めてきたが、本稿は、そのうちの日本植民地時代の台湾における教育勅語と修身教育との関連性を明らかにすることを課題としたのであるが、しかし、その関連が戦後の台湾の道徳教育といかに関わっているかについては本稿でも考察するには至っていない。この問題は、今後の課題として、ひとまず本稿を結ぶこととしたい。

注

- 1) 拙稿「清朝統治下における台湾の道徳教育——聖諭の考察を手がかりとして」『慶應義塾大学社会研究科紀要38号』1993年
- 2) 村上勝彦『近代日本と植民地4 統合と支配の論理』1993年、岩波書店、pp. 226-227.
- 3) 台湾教育学会編『台湾教育沿革誌』青史社、1982年、p. 35.
- 4) 前掲書3), p. 35.
- 5) 前掲書3), P. 35.
- 6) 黄成助『台湾事情』成文出版社、1985年、p. 442.
- 7) 前掲書3), pp. 185, 186.
- 8) 井出季和太、『台湾治績志』青史社、1988年、pp. 263-268.
- 9) 梅根 悟監修『世界教育史大系2 日本教育史II』講談社、1975年、pp. 129-135.
- 10) 伊能嘉矩『台湾志二』文学社、1902年、p. 270.
- 11) 『台湾学事法規』台湾教育学会編纂、1929年、帝国地方行政学会発行、p. 2.
- 12) 前掲書3), pp. 229, 230.
- 13) 前掲書3), p. 219.
- 14) 『伊沢修二君還暦祝賀会』1912年、p. 277.
- 15) 前掲書3), p. 324.
- 16) 前掲書8), pp. 605-606.
- 17) 前掲書8), pp. 607.
- 18) 前掲書3), pp. 108, 109.
- 19) 佐藤源治『台湾教育の進展』台湾出版文化株式会社1943年、pp. 111-112.
- 20) 前掲書3), p. 363.
- 21) 『台湾学事法規』台湾教育学会編纂、1929年、帝国地方行政学会発行、六ノ二.
- 22) 前掲書8), p. 348.
- 23) 中越栄二「台湾の社会教育」、1936年、「台湾の社会教育」、刊行所、pp. 19-21.
- 24) 前掲書3), pp. 1036, 1037.
- 25) 中村孝志編『日本の南方関与と台湾』天理教道友社、1988年、p. 302.
- 26) 田中克佳『教育史』川島書店、1987年、pp. 237-240.
- 27) 黄昭堂『台湾総督府』教育社、1981年、p. 180.
- 28) 前掲書19), p. 215.
- 29) 『附則』1941年、勅令第255号.
- 30) 橋口 菊、土屋忠雄『戦争と教育』、『近代教育史』、教育学全集3, p. 186.
- 31) 土屋忠雄『道徳教育』啓明出版社、1991年、pp. 35, 36.
- 32) 竹中りつ子『我が青春の台湾』図書出版社、1983年、p. 130.
- 33) 前掲書3), pp. 302, 303.
- 34) 加藤周一編『私の昭和史』岩波新書、1988年、p. 81.
- 35) 前掲書2), p. 139.
- 36) 又吉盛清『台湾支配と日本人』同時代社、1994年、p. 50.
- 37) 山住正巳『日本教育小史』岩波新書、1987年、p. 134.
- 38) 前掲書32), p. 131.
- 39) 『日本歴史講座10 近代4』、日本史研究会、歴史学研究会編集、東京大学出版、1985年、pp. 319, 320.
- 40) 前掲書27), p. 187.
- 41) 前掲書24), pp. 308-319.
- 42) 拙稿「道徳教育の再検討—台湾の日本植民地時代の道徳教育と現状の考察を手がかりとして」『慶應義塾大学社会研究科紀要30号』、1990年.